

# 今号の表紙から

表紙は、東日本大震災による東京電力福島第1原子力発電所事故のために、双葉郡双葉町からいわき市へ避難している吉田晴男さんが、いわき市での営農再開を目指して同市渡辺町の農地に建てたビニールハウス内で栽培をしているエニシダの鉢植えです。

エニシダはマメ科で、庭や公園などに植えてあるエニシダは5月ころ、黄金色をした蝶形の花を枝垂れた枝いっぱい咲かせます。

しかし、このハウス栽培のエニシダは、それよりも一足早く、3月上旬のころから咲き始めます。連棟式のビニールハウス2棟には、一万鉢のエニシダが整然と並べられています。

吉田さんは、原発事故前までは双葉郡で米作と花卉栽培を営んでいましたが、原発事故後は、川俣、船引、那須塩原と避難生活を続け、平成23年10月にいわき市に落ち着きました。

吉田さんは、娘さんがいわき市に嫁いでいることもあり、双葉町には帰らずに、いわき市に定住したいとのこと。既に渡辺町のほかに、小川町にも農地を借りて100坪のビニールハウス3棟を建てて、サクラ草、マーガレット、カスミ草などを栽培しています。

原発事故による避難生活で大変なご苦労をされてきたことと思いますが、これからは、いわき市での営農が軌道に乗り、益々、ご発展されますよう祈念いたします。



(執筆 佐川 良平委員)

## 農地Q&A

### 農地への盛土について

農地へ盛土をするときは届出が必要ですか？

**A Q**

農地へ盛土をするときは、農業委員会への手続きが必ず必要です。農地は食料生産の基盤であり、安全かつ有効に利用されなければなりません。

近年、農地を土捨場として利用したり、産業廃棄物を投棄したりといった本来の趣旨から外れた利用が問題となっています。こういった農地の不当な利用を防ぐため、農業委員会では、農地の保全や耕作条件の改善を目的として田や畑に盛土する場合、事前に土地所有者から「農地改良工事届」を提出していただき、その計画が適切かどうかを審査しております。

農地に盛土する場合には、事前に農業委員会までご相談ください。

#### 【農地改良工事届の手続き】

●届出者  
土地所有者

●届出時期  
工事着手前（受付は随時行っております）

※内容の審査に数日を要しますので、着工予定まで余裕をもって届け出てください。

●書類

農地改良工事届出書 1部

●添付書類

土地の登記事項証明書、公図の写し（隣接地含む）、案内図、地元区長の同意書、工事計画図面（平面図及び断面図）、誓約書、現況写真（着工前）

●確約事項

①盛土には、耕作に適した良質土のみ使用し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に定める一般廃棄物及び同条第4項に定める産業廃棄物を盛土しないこと。

②工事施工により損害、被害が生じた場合は、届出人の責任において善処すること。

●報告  
③工事完了後は、農地として有効利用すること。（誓約書を添付）

農地改良工事届出者は、農地改良工事届出書に記載された工事完了後10日以内に、農地改良工事完了報告書（改良工事完了後の写真添付）を農業委員会まで提出することになります。

【お問い合わせ】 農業委員会事務局農地調整係 (222-7578)